

2019年度適用分減免認定申請に係る質問と回答

※質問と回答については、順次更新します。
(2018年8月31日・2019年1月16日 更新)

1. 減免制度全体に関するもの

- Q1 減免認定を受けるために必要な基準はどのようなものですか。 1
- Q2 認定基準(Q1のⅡ)を満たすか否かを、過去の5事業年度分の原単位でのデータから計算したところ、Q1のⅡの①又は②の基準を満たしていません。この時点で認定基準を満たしていると思いますが、第1表の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況欄の直近事業年度から起算して6事業年度前の原単位の計算は必要でしょうか。 1
- Q3 認定基準(Q1のⅡ)の計算に当たっては、過去5事業年度分(最大6事業年度分)の原単位のデータが必要となりますが、過去の売上高や電気使用量の記録が残っていない場合、又は、事業開始から5事業年度経過していない事業者の取扱いはどのようになりますか。 1
- Q4 「原単位」とはどのようなものですか。 1
- Q5 認定基準(Q1)を満たしていれば、減免認定を受けられるのですか。 1
- Q6 当社では複数の事業を行っており、認定基準(Q1)を満たした事業が複数あるのですが、1つの事業者は1事業しか申請できないのでしょうか。 1
- Q7 減免制度の適用を受けることができる期間は、どの期間になりますか。 1
- Q8 減免認定を受けた場合に、実際に減免を受けることができる賦課金の額はどのように計算できますか。 2

2. 原単位の計算に使用する数値等に関するもの

- Q9 申請に使用する電気使用量や売上高の「年間」は、どの期間を指しますか。 2
- Q10 事業年度の終期は月末なのですが、電気使用量の証明書類は検針日の関係で月の途中の日になります。この場合はどのようにしたらよいでしょうか。 2
- Q11 電気料金を自社で支払っていないのですが、このような場合でも申請できますか。 2
- Q12 電気料金を支払っていますが、小売電気事業者等との契約者が自社ではありません。このような場合は申請できますか。 2
- Q13 「事業」単位で原単位を計算するとのことですが、「事業」とはどのように考えるのですか。 2
- Q14 申請事業は日本標準産業分類の細分類ベースで行うとのことですが、事業の性質上、細分類での切り分けが難しい場合は小分類や中分類での申請は可能でしょうか。 2
- Q15 「事業所」とはどの範囲をいいますか。 2
- Q16 「売上高」には消費税を含みますか。 3
- Q17 申請事業では一部を外注で行っています。この外注費を「売上高」から除いて、原単位を計算することはできますか。 3
- Q18 当社で販売している製品は、自社で製造販売するだけでなく、他社に同じものの製造を委託し仕入販売するものもあります。この場合は自社製造部分を製造業、他社製造品の仕入販売を卸売業とすることはできますか。 3
- Q19 当社では同じ製品を国内と海外の事業所で製造しています。申請にあたって、「売上高」から海外生産分の売上高を除いて、原単位を計算することはできますか。 3
- Q20 当社で使用している電気は、小売電気事業者等からの受電と自家発電設備によって賅っています。原単位の計算に使用する電気使用量は、これらの合計値を使用して良いでしょうか。 3
- Q21 賦課金減免の対象となる事業所では、電灯等に使用する電気も契約しております。これらの契約は毎月定額制であり、電気使用量は請求書面等でも不明ですが、減免対象とすることはできますか。 3
- Q22 申請事業を行っている事業所の中に、複数の小売電気事業者等から電気の供給を受けている事業所があります。この場合は、全ての小売電気事業者等から受電した電気使用量の合計を「事業所全体で使用した電気の使用量」として良いのでしょうか。 3
- Q23 当社の事業所には年間の電気使用量が100万kWh以下の事業所があります。このような事業所は、Q1(1)第2の基準(申請事業で使用した年間の電気使用量が100万kWhを超えており、かつ、その事業所全体の年間電気使用量の50%超であることを満たさないことが明白)を満たさないことが明白ですので、この事業所の電気使用量は除いて原単位の計算を行っても良いでしょうか。 3
- Q24 年間の電気使用量が100万kWh以下の事業所の電気使用量も原単位の計算に使用するとのことですが、その事業所の売上高も計算に使用する売上高から控除すれば問題ないと思うのですが。 3
- Q25 管理部門のみを行う事業所(本社・営業所など)で使用した電気も原単位の計算に使用できますか。 3
- Q26 電気使用量の数値として、自社で設置した子メーターの数値を使用できますか。 4
- Q27 子メーターによる区分計測により、事業ごとの電気使用量を算出します。事業年度の途中に子メーターを設置した場合、子メーターの数値を使用できますか。 4

- Q28 一つの事業所で複数の事業を行っています。自社設置メーターが使用できない場合に、どのようにして事業ごとの電気使用量を算出するのでしょうか。 4
- Q29 減免認定申請をするに当たり、過年度の減免認定を受けた際に用いた経済的指標と異なるものを用い申請することはできますか。 4
- Q30 経済的な指標として挙げられている「売上高」「出荷額」「費用」等はどのような数値のことですか。 4
- Q31 公認会計士または税理士にはどのようなことを確認してもらう必要がありますか。 5
- Q32 直近の事業年度の途中で、閉鎖した事業所または新設した事業所がありますが、これらの事業所の電気使用量や売上高も原単位の計算に使用するのでしょうか。 5
- Q33 Q32で、直近事業年度の途中で閉鎖または新設した事業所の電気使用量や売上高も原単位の計算に使用するとありますが、新設した事業所については、今回の減免認定を受けることはできますか。 5

3. 共同受電とテナント受電に関するもの

- Q34 小売電気事業者等との契約者が自社ではない場合、Q12で「共同受電」または「テナント受電」に該当するとありますが、当社はどちらになりますか。また、この場合は申請できますか。 5
- Q35 「共同受電」とはどのようなものですか。 5
- Q36 「テナント受電」とはどのようなものですか。 5
- Q37 自社所有(または自社単独入居)の事業所なのですが、小売電気事業者等との直接契約者は親会社(またはビル所有者)になっています。この場合は「共同受電」または「テナント受電」になるのでしょうか。 5
- Q38 「共同受電」の場合、申請に際してどのような点に注意する必要がありますか。 5
- Q39 「テナント受電」の場合、申請に際してどのような点に注意する必要がありますか。 6
- Q40 「共同受電」で申請した場合、減免対象となるのは電気使用量のどの部分でしょうか。 6
- Q41 「共同受電」で申請した場合、減免は小売電気事業者等との直接契約者を通じて受けるとのことですが、実際にはどのようにすれば良いのでしょうか。 6
- Q42 「テナント受電」の場合は、建物全体(または敷地全体)を「一つの事業所」と考えるとのことですが、当社は原単位5.6を超える事業を行っており、その事業での年間電気使用量も100万kWhを超えますが、建物全体の電気使用量の50%超ではありません。この場合は申請できないのでしょうか。 6
- Q43 「テナント受電」で申請した場合、減免対象となるのは電気使用量のどの部分でしょうか。 7
- Q44 「テナント受電」で申請した場合、減免は小売電気事業者等との直接契約者を通じて受けるとのことですが、実際にはどのようにすれば良いのでしょうか。 7
- Q45 「共同受電」または「テナント受電」で受電していますが、小売電気事業者等から供給される電気だけでなく、小売電気事業者等との直接契約者が自家発電設備において発電した電気も併せて供給されています。このような場合、原単位の計算に使用する電気使用量はどうなりますか。 7
- Q46 当社は共同受電で小売電気事業者等との直接契約者より電気の供給を受けています。小売電気事業者等との直接契約者は小売電気事業者等から電気を購入するとともに、自家発電も所有しており、当社に供給される電気は小売電気事業者等からの購入分とともに、自家発電分の電気が含まれています。小売電気事業者等との直接契約者から供給される電気の小売電気事業者等からの購入分と自家発電分の割合は毎年異なるため、認定基準(Q1・II)及び優良基準(Q50)を計算する際に、小売電気事業者等購入分と自家発電分を合わせた電気使用量を使用してもいいのでしょうか。 7
- Q47 当社が小売電気事業者等との直接契約者の場合はどうなりますか。 7
- Q48 共同受電を行う事業者間で決算月が異なります。第1表・第4表に記載する「共同受電における当該事業者の電気の利用率」はどのように算出すればよいのでしょうか。 7

4. 適用される減免率の決定・算出等に関するもの

- Q49 減免認定を受けた場合に適用される減免率はどのように決まるのでしょうか。 8
- Q50 「製造業等」「非製造業等」のいずれにおいても、高い減免率の適用を受けるには「優良基準」を満たさなければならないとのことですが、「優良基準」とはどのようなものですか。 8
- Q51 認定基準(Q1・II)と、減免率を決めるための「優良基準」(Q50)の違いは何ですか。 8
- Q52 直近5事業年度における申請事業の原単位を基に四事業年度平均変化率を算出して、申請要件(Q1)や優良基準(Q50)を満たすか判定されますが、直近5事業年度の途中で決算期を変更した場合、計算に使用する事業年度はどのように考えますか。 8
- Q53 認定基準(Q1・II)および優良基準(Q50)において、原単位が前年より悪化しているか否かを判定する場合がありますが、当社で計算したところ、2016年度は「8.4378」、2017年度は「8.4382」となりました。申請書第1表には小数点以下第2位まで記載するので、どちらも「8.43」と記載されますがこの場合は「悪化した」と判定されるのでしょうか。 8

Q54	当社は多量の電気を必要とする事業を行っていますが、「優良基準」を満たすことができません。この場合も高い減免率の適用を受けることはできないのでしょうか。	9
Q55	災害により原単位の改善が実現していない事業者に配慮した評価方法の具体的な内容を教えてください。	9
Q56	省エネ法定定期報告書の対象事業者で、事業者クラス分け評価制度において「S相当」の事業者については、認定基準(Q1のⅡの基準)及び優良基準を満たすものとして取り扱っているとされていますが、いつ時点のデータで判断するのでしょうか。	9
Q57	省エネ法の定期報告書の提出対象外の事業者についても、Q56と同様の方法は使えますか。	9
Q58	経済環境の変化によって原単位の改善が実現できていない事業にも配慮した評価方法の具体的な内容を教えてください。	9
Q59	エネルギー消費原単位の改善に向けた計画を立て、その達成に向けて取り組んでいる事業者は配慮されますか。	9
Q60	申請事業者の過去の省エネ努力は評価されますか。	9
Q61	Q59又はQ60に関する取扱いを受けた場合、省エネ投資計画の内容を自社のHPに公表するとのことですが、具体的な内容について教えてください。	9

5. 申請に必要な書類に関するもの

Q62	申請に必要な書類・資料はどのようなものですか。	10
Q63	申請書第1表は3種類の様式がありますが、どれを使用したら良いのでしょうか。	10
Q64	申請書第1表は事業所毎に作成するのですか。	10
Q65	申請事業を行っていても、年間の電気使用量が100万kWh以下、または申請事業での電気使用量が事業所全体の50%を超えない事業所があります。このような事業所については、申請書第2表および第3表には記入しなくても良いのでしょうか。	10
Q66	申請書第4表はどのような場合に作成するのですか。	10
Q67	複数の小売電気事業者等から電気の供給を受けている事業所については、申請書第1表の「電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称」、「当該電気事業者より付与されている識別番号」はどのように記載するのですか。	10
Q68	申請書第1表は減免認定申請対象事業所毎に作成するとのことですが、第2表～第4表も事業所の数だけ作成する必要がありますか。	10
Q69	複数の事業で申請する場合、申請書第1表～第4表は事業毎に作成するとのことですが、添付資料(電気使用量の証明書類、公認会計士または税理士の確認書面、申請事業を行っていることが特定できる書類)は共通として1組提出するだけでよいのでしょうか。	10
Q70	公認会計士または税理士の確認書面にはどのようなことを記載してもらうのですか。	10
Q71	公認会計士または税理士の確認書面は、任意の様式でもよいのでしょうか。	11
Q72	申請における自社の電気使用量を証明する書類とはどのようなものですか。	11
Q73	社名変更(合併等)により、電気使用量の証明書類に記載されている社名と現在の社名が異なっている場合は、証明書類等を提出する必要がありますか。	11
Q74	直近に終了した事業年度と現在では、受電している小売電気事業者等が異なっています。以前の小売電気事業者等から発行された検針票や請求書を添付資料として申請しても問題はありませんか。	11
Q75	Q20によると、自家発電による電気については、原単位の計算に使用できないとのことですが、自家発電量を証明する資料は提出する必要があるのでしょうか。	11
Q76	「共同受電」で受電している事業所がある場合は、どのような書類が必要ですか。	11
Q77	当社が「共同受電」の小売電気事業者等との直接契約者である場合、自社の電気使用量については自らの証明印等を押印した資料を提出すれば良いのでしょうか。	11
Q78	「テナント受電」で受電している事業所がある場合は、どのような書類が必要ですか。	11
Q79	当社が「テナント受電」における小売電気事業者等との直接契約者である場合、自社の電気使用量については自らの証明印等を押印した資料を提出すれば良いのでしょうか。	12
Q80	当社が申請事業を行っていることが特定できる書類とはどのようなものですか。	12
Q81	申請書第3表に記載した経済的指標の根拠資料とはどのようなものですか。	12

6. 民間企業以外の申請者・特別な業種の事業者に関するもの

Q82	公的な機関は減免認定を申請することができますか。	12
Q83	「公営企業」であり、条件を満たせば申請ができるとのことですが、「公営企業」であるかどうかはどのように判断しますか。	12
Q84	「公営企業」の売上高は、料金収入等のみではなく、寄付金や国等からの補助金・助成金・交付金、一般会計繰入金など事業を継続するための「収入」をすべて含めたものとのことですが、設備の更新・建設のための補助金・交付金等は、設備の建設等を行う期間の一時的な収入であり、民間企業における「営業外収益」に近いものと考え、「売上高」としての計上から除外しても良いのでしょうか。	12

- Q85 当自治体の「公営企業」は料金収入等のみでは収支がマイナスであり、助成金・交付金・一般会計繰入金などによって黒字化しています。その場合は、「収入」ではなく、事業に必要な「費用」等で原単位を計算しても良いでしょうか。 13
- Q86 土地改良区は減免認定を申請することができますか。 13
- Q87 下水道事業を行っている地方公営企業ですが、ポンプ場をそれぞれ別個の事業所とすると事業所の数が数十箇所になってしまいます。一方でポンプ場の電気使用量は大きくなく、電気使用量が多い一部事業所(浄水場等)の電気使用量のみで計算しても原単位が5.6を超えます。このような場合は、全ての事業所について記載しなくても良いでしょうか。 13
- Q88 当社は鉄道事業者ですが、「事業所」の考え方はどのようになりますか。(駅舎等は個別の事業所と考えることもできますが、レール上はどうなりますか。) 13
- Q89 「公営企業」であっても、申請に際し公認会計士または税理士の確認書類を提出する必要がありますか。 13
- Q90 鉄道事業者であっても、申請に際し公認会計士または税理士の確認書類を提出する必要がありますか。 13
- Q91 地方自治体からの下水道事業等の維持管理業務を受託するために結成された共同企業体(JV)は減免認定を申請することができますか。 13
- Q92 共同企業体は法人格を有しないため、申請ができないとのことですが、共同企業体の代表事業者(幹事会社)が申請することはできますか。 13

7. 申請期間・書類の提出先等に関するもの

- Q93 申請様式はどのように作成するのでしょうか。 13
- Q94 インターネット環境がなく、減免認定申請書作成支援システムを利用できないのですが、申請様式を作成する方法はありますか。 13
- Q95 申請書類はどこに提出するのでしょうか。 14
- Q96 申請書の提出は郵送・持参のどちらですか。 14
- Q97 申請期間はいつですか。 14
- Q98 申請書は2018年11月30日(金)17時必着とありますが、郵送の場合は、11月30日の消印有効と考えて良いでしょうか。また、持参の場合、交通機関の乱れで遅れた場合は17時を多少過ぎても受理してもらうことはできますか。 14
- Q99 当社の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとなっています。そのため、申請期間までに決算報告を行うことができないのですが、その場合は11月30日以降でも申請できますか。 14
- Q100 当社の直近の事業年度は2017年11月1日～2018年10月31日までであり、「公認会計士または税理士の確認書面」のみが12月28日まで提出期限が延長されても、申請書自体を期限までに提出するのは難しいと考えられます。このような場合、事業年度を1年遡及して、2016年11月1日～2017年10月31日の売上高・電気使用量等を使用して申請することはできますか。 14



8. 減免認定を受けた後の手続に関するもの(申請内容に変更が生じた場合等)

- Q101 大臣印が押印された認定書が返送されてきました。減免認定がされたものと思いますので、これで手続は完了し減免を受けられることができると考えてよいでしょうか。 14
- Q102 認定を受けた事業所について、申請当時の内容と変更が生じました。このような場合は手続が必要ですか。 14
- Q103 認定を受けた事業所が年度の途中で閉鎖することになりました。このような場合は手続が必要ですか。 14

2019年度適用分減免認定申請に係る質問と回答

※質問と回答については、順次更新します。

(2018年8月31日・2019年1月16日 更新)

 2018年度適用分申請からの主な変更点
 認定後の手続に関するお知らせ(1月16日更新)

1. 減免制度全体に関するもの

Q	質 問	回 答
Q1	減免認定を受けるために必要な基準はどのようなものですか。	<p>減免認定を受けるためには、IとIIの基準を満たす必要があります。</p> <p>I 次の2段階の基準を満たす「事業」と事業所があること</p> <p>(1)第1の基準:「原単位(電気使用量(kWh)/売上高(千円))が5.6を超える」事業を行っていること →この基準を満たしている「事業」があればその事業で減免認定を申請することができます。</p> <p>(2)第2の基準: (1)の基準を満たした事業を行っている事業所のうち、申請事業で使用する年間の電気使用量が100万kWhを超えており、かつ、その事業所全体の年間電気使用量の50%超であること</p> <p>II Iの基準を満たす事業において、次の①～④のいずれかを満たしていること</p> <p>① 11月1日前に終了した直近事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である。</p> <p>② 11月1日前に終了した直近事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、11月1日前に終了した直近事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。</p> <p>③ 11月1日前に終了した直近事業年度の前事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である。</p> <p>④ 11月1日前に終了した直近事業年度の前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、11月1日前に終了した直近事業年度の前事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。</p> <p>申請事業はI-(1)とIIの基準を満たす事業であり、申請対象となる事業所はI-(2)の基準を満たす事業所です。</p> <p>IIの基準は、減免認定を受けるには、事業者が電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組を求めるとし、その取組が行われていることを確認する基準として2017年度適用分の申請時から定められました。</p> <p>IIの基準を満たすか否かの確認は、「原単位の改善のための取組に係る認定基準および優良基準の判定表」を活用してください。</p>
Q2	認定基準(Q1のII)を満たすか否かを、過去の5事業年度分の原単位でのデータから計算したところ、Q1のIIの①又は②の基準を満たしていました。この時点で認定基準を満たしていると思いますが、第1表の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況欄の直近事業年度から起算して6事業年度前の原単位の計算は必要でしょうか。	Q1の①又は②の基準を満たしている場合は、直近事業年度から起算して6事業年度前の原単位を計算していただく必要はありません。
Q3	認定基準(Q1のII)の計算に当たっては、過去5事業年度分(最大6事業年度分)の原単位のデータが必要となりますが、過去の売上高や電気使用量の記録が残っていない場合、又は、事業開始から5事業年度経過していない事業者の取扱いはどのようになりますか。	<p>Q1のIの基準を満たすものの、創業又は申請事業の開始から5事業年度経過していない事業者については、電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の観点での減免率の引下げは行いません。第1表の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況欄には、事業開始から直近事業年度までの原単位を記載してください。また、申請書を提出する際は、創業又は申請事業の開始から5事業年度経過していないことが分かる資料を添付してください。</p> <p>なお、申請事業を開始してから5事業年度以上経過しているにも関わらず、単に記録が残っていないというのは認められません。</p>
Q4	「原単位」とはどのようなものですか。	減免認定申請に使用する「原単位」は、申請対象の事業で使用した年間の電気使用量を、その事業の年間売上高(千円単位)で除して計算します。 言い換えると、「申請事業で千円の売上高をあげるために必要とした電気使用量」のことになります。
Q5	認定基準(Q1)を満たしていれば、減免認定を受けられるのですか。	審査の結果、申請書類の内容に疑義がある場合や「申請事業の内容」や「原単位の算出方法」、「電気使用量の計算」等に問題があり、認定基準を満たしていることが確認できない場合は、認められないことがあります。
Q6	当社では複数の事業を行っており、認定基準(Q1)を満たした事業が複数あるのですが、1つの事業者は1事業しか申請できないのでしょうか。	認定基準(Q1)を満たしている事業が複数ある場合は、それぞれに申請を行うことができます。
Q7	減免制度の適用を受けることができる期間は、どの期間になりますか。	減免制度の適用を受けることができる期間は、毎年度定められる賦課金単価が適用される期間と同じく、5月の定例検針分から翌年の4月の定例検針分まで(4月の定例検針等が行われた日から翌年4月の定例検針等が行われた日の前日まで)となります。減免制度の適用を受ける事業者については、同期間の賦課金負担額が軽減されます。

Q8	減免認定を受けた場合に、実際に減免を受けることができる賦課金の額はどのように計算できますか。	<p>認定事業を行う事業所のうち、認定事業所が使用した全ての電気使用量のうち、減免対象となるのは事業所毎に「申請事業の電気使用量相当(※)に係る賦課金」のみとなります。</p> <p>※認定事業の電気使用量割合＝事業所の「認定事業の電気使用量」／事業所全体の電気使用量（パーセントで表示し、小数点以下第2位未満の端数は切り捨て）</p> <p>※実際に賦課金が減免される割合＝認定事業の電気使用量割合 × 減免率 ×（共同受電の場合：共同受電全体に占める認定事業所の電気使用割合）（パーセントで表示し、小数点以下は四捨五入）</p> <p>また、減免率も事業者毎に異なり、8割・4割・2割のいずれかになります。詳細は、概要資料をご確認ください。</p> <p>(例) 製造業のX社が、減免認定を受けた場合 A事業所 事業所全体の年間電気使用量 1,500万kWh うち認定事業の年間電気使用量 1,300万kWh 認定事業の電気使用量割合 86.66% 減免率 80% 実際に賦課金が減免される割合 69%</p> <p>認定事業の年間電気使用量に係る賦課金が減免対象 → 減免額は 1,500万kWh × 賦課金単価 × 実際に賦課金が減免される割合</p>
----	--	--

2. 原単位の計算に使用する数値等に関するもの

Q	質 問	回 答
Q9	申請に使用する電気使用量や売上高の「年間」は、どの期間を指しますか。	<p>申請者の事業年度によって異なりますが、<u>11月1日前に終了した直近の事業年度(1年間)の実績値を使用してください。</u></p> <p>例えば、毎年3月が決算月となる事業者は、2017年4月～2018年3月の数値を使用します。6月決算の事業者は、2017年7月～2018年6月の数値となります。</p> <p>事業年度の途中で企業の合併や決算月の変更などを行ったために直近の事業年度が1年未満の場合は、<u>過去に向かって期間を延ばして1年分の実績を使用してください。</u></p> <p>例えば、直近の事業年度が2017年4月～2017年12月(9ヶ月)の場合は、2017年1月～2017年3月分を追加して1年(12ヶ月)分の数値を使用してください。<u>2018年1月～2018年3月分を追加してはいけません。</u></p> <p>また、同じく企業の合併や決算月の変更などを行ったために、直近の事業年度が1年を超える場合は、<u>直近の1年分の実績を使用してください。</u></p> <p>例えば、直近の事業年度が2017年1月～2018年3月(15ヶ月)の場合は、2017年4月～2018年3月分の1年(12ヶ月)分の数値を使用してください。</p>
Q10	事業年度の終期は月末なのですが、電気使用量の証明書類は検針日の関係で月の途中の日になります。この場合はどのようにしたらよいでしょうか。	<p>事業年度が月末締めなのに、電気使用量の証明書類が10日・15日・20日など月中の日で期間が一致しない場合であっても、事業年度と同じ期間であれば問題ありません。</p> <p>小売電気事業者等からの請求書類を証明資料とする際は、請求日または使用期間のいずれかの月が事業年度と一致していれば、不問としております。</p> <p>例えば、2017年4月1日～2018年3月31日が事業年度の事業者が申請に使用する小売電気事業者等の証明書類は、</p> <p>①2017年4月〇日請求(検針)～2018年3月〇日請求(検針) ②2017年5月×日請求(検針)の「2017年4月使用分」請求書～2018年4月×日請求(検針)の「2018年3月使用分」請求書 のどちらでも問題ありません。</p>
Q11	電気料金を自社で支払っていないのですが、このような場合でも申請できますか。	<p>グループ企業等で、電気料金や土地建物を賃借している事業所の賃料等を親会社が一括して支払っているケースがありますが、この制度は電気料金に加算される賦課金の一部を減免するものです。したがって、自ら電気料金を支払っていない場合は対象となりません。</p>
Q12	電気料金を支払っていますが、小売電気事業者等との契約者が自社ではありません。このような場合は申請できますか。	<p>受電の形態によって「共同受電」または「テナント受電」に該当すると思われるので、後出の質問内容(「3. 共同受電とテナント受電に関するもの」以降)を確認してください。</p>
Q13	「事業」単位で原単위를計算するとのことですが、「事業」とはどのように考えるのですか。	<p>申請できる事業は「収益を獲得するため」の事業活動です。</p> <p>減免認定申請においては、日本標準産業分類(平成25年10月改定・平成26年4月施行版)の「細分類」(4桁のコード)を基に、自社の事業内容を各「事業」に識別し、それぞれがQ1の認定基準を満たしているか確認する必要があります。</p> <p>なお、この識別した結果が、決算書等における「セグメント情報」と一致しなくても問題ありません。</p> <p>「事業」の判別については、公認会計士あるいは税理士の確認を受け、その旨の確認書面の提出が必須となります。</p> <p>たとえば、申請事業がセメント製造業(2121)の場合でも、同事業者が同社の工場の屋根等に太陽光発電設備を設置して収入を得る事業は、発電所(3311)となり、事業単位で原単위를計算する必要があります。</p>
Q14	申請事業は日本標準産業分類の細分類ベースで行うとのことですが、事業の性質上、細分類での切り分けが難しい場合は小分類や中分類での申請は可能でしょうか。	<p>個社事情をお伺いした上で判断させていただきますので、細分類での事業の切り分けが難しく小分類や中分類での申請を行わなければならない場合は各経済産業局にお問合せください。</p>
Q15	「事業所」とはどの範囲をいいますか。	<p>原則は地理的に一つの区画とされている部分が「事業所」となります。</p> <p>しかし、一つの区画ではなくとも、道路や水路を挟んだ隣接地、他の建物等を数棟挟む近隣地などで、「エネルギー等を一体的に使用している」(小売電気事業者等との契約がまとめて締結されているなど)実態があれば、それらを一つの事業所としても問題ありません。<u>1つの事業所内で複数の識別番号を有する場合には、事業所の地図を添付してください。</u></p> <p>一方で普段は担当者等がない拠点であっても、電気の使用場所として別個の場所に存在する場所は、単独の事業所となります(例として、情報処理用のサーバー等を設置している拠点など)。</p>

Q16	「売上高」には消費税を含みますか。	消費税を除いた金額で原単位を計算してください。ただし、特段の事情により消費税込みの金額での申請を希望する場合は、それでも問題ありません。なお、消費税込みの金額で原単位を計算した場合は、Q1の認定基準を判断するための過去の原単位も同様の方法で計算してください。
Q17	申請事業では一部を外注で行っています。この外注費を「売上高」から除いて、原単位を計算することはできますか。	事業の一部を外注していても、その外注費を売上高から除外することはできません。 日本標準産業分類の細分類を基に、事業を細かく分類して、売上高をそれぞれに振り分けることは問題ありません。しかし、その結果の「売上高」から更に一部を恣意的に調整することは認められません。 「売上高」は、会計上売上高として計上される収益であり、原則として外部への製品販売や役務提供により得られた収益を指します。
Q18	当社で販売している製品は、自社で製造販売するだけでなく、他社に同じものの製造を委託し仕入販売するものもあります。この場合は自社製造部分を製造業、他社製造品の仕入販売を卸売業とすることはできますか。	他社に委託しているのが工程の一部ではなく、全工程であり、完成品を仕入れてそのまま販売する場合は、当該部分は「卸売業」とみなすことができます(工程の一部を委託、または完成品を仕入れた後に更に自社で追加の加工を行う場合は、製造の一部外注であり「卸売業」ではありません)。この場合、自社製造分を申請事業とする場合は、売上高は自社製造分の売上高のみとなります。 自社製造と仕入販売を行っている事業所が同一の場合は、電気使用量を按分する必要がありますが、按分するための「経済的指標」として生産量を選択すれば、同事業所の電気使用量は全て製造業で使用したものとすることができます(売上高で按分した場合は、仕入販売でも電気を使用したこととなります)。生産量を指標として使用する場合は、複数の事業に関する製品の特性が似ており、同じ単位での比較が可能である必要があります。
Q19	当社では同じ製品を国内と海外の事業所で製造しています。申請にあたって、「売上高」から海外生産分の売上高を除いて、原単位を計算することはできますか。	原単位は「事業」毎に計算しますので、国内と海外の事業所が同じ事業を行っているのであれば、売上高は国内と海外生産分の合計です(海外生産分の売上高を除くことはできません)。電気使用量は国内の事業所で使用した分のみを計上して原単位を計算します。
Q20	当社で使用している電気は、小売電気事業者等からの受電と自家発電設備によって賄っています。原単位の計算に使用する電気使用量は、これらの合計値を使用する良いでしょうか。	減免認定申請の対象となるのは、「再生可能エネルギー賦課金」を課されている電気のみであり、「小売電気事業者等から供給を受けたものに限る」と規定されています。「小売電気事業者等」とは、「小売電気事業者」「一般送配電事業者」「登録特定送配電事業者」の3種であり、これ以外の者から受電した電気は、原単位の計算に使用できませんので、注意してください。このため、 <u>自家発電設備で発電した電気は原単位の計算に使用できません(原単位の計算は全電気使用量から自家発電量を差し引いた数量で計算します。)</u> 共同受電・テナント受電の場合で自家発電設備から受電している場合も同様となりますので、ご注意ください(Q45参照)。
Q21	賦課金減免の対象となる事業所では、電灯等に使用する電気も契約しております。これらの契約は毎月定額制であり、電気使用量は請求書面等でも不明ですが、減免対象とすることはできますか。	申請事業を行うために使用されている電気であれば対象とできます。定額制の契約の電気使用量については、回避可能費用単価等を定める告示(次のURL参照)第4条の計算方法により計算した使用量を12倍した値を用いてください。なお、証明書類として、需給契約書の写しを提出してください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/12_kaihi_kanouhiyou_kokuji.pdf
Q22	申請事業を行っている事業所の中に、複数の小売電気事業者等から電気の供給を受けている事業所があります。この場合は、全ての小売電気事業者等から受電した電気使用量の合計を「事業所全体で使用した電気の使用量」として良いのでしょうか。	減免認定申請の対象となるのは、「再生可能エネルギー賦課金」を課されている電気のみであり、「電気事業者から供給を受けたものに限る」と法定されています。電気の供給を行っている事業者が小売電気事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者のいずれかであり、賦課金が課されていれば、各小売電気事業者等から受電した電気使用量合計を「事業所全体で使用した電気の使用量」として申請を行うことは問題ありません。複数の小売電気事業者等から電気の供給を受けている事業所については、申請書第1表の作成方法が一部異なりますので、必ずQ67も確認して申請書を作成してください。
Q23	当社の事業所には年間の電気使用量が100万kWh以下の事業所があります。このような事業所は、Q1 I (1)第2の基準(申請事業で使用した年間の電気使用量が100万kWhを超えており、かつ、その事業所全体の年間電気使用量の50%超であること)を満たさないことが明白ですので、この事業所の電気使用量は除いて原単位の計算を行っても良いでしょうか。	原単位の計算は「事業」毎に行いますので、年間の電気使用量が100万kWh以下の事業所であっても、当該事業を行っている場合は、その電気使用量を原単位の計算に使用する電気使用量に含めてください。
Q24	年間の電気使用量が100万kWh以下の事業所の電気使用量も原単位の計算に使用することですが、その事業所の売上高も計算に使用する売上高から控除すれば問題ないと思うのですが。	原単位の計算は「事業」毎に行いますので、電気使用量や売上高の数値に関わらず、当該事業を行っている全ての事業所の電気使用量と売上高の合計値を使用して計算してください。
Q25	管理部門のみを行う事業所(本社・営業所など)で使用した電気も原単位の計算に使用できますか。	管理部門のみを行う事業所であっても、申請に当たってその電気使用量を使用することは可能です。ただし、当該事業所で複数の事業にまたがる管理部門を担当している場合は、経済的指標に基づいて電気使用量を按分する必要があります。

Q26	電気使用量の数値として、自社で設置した子メーターの数値を使用できますか。	<p>原則として、自社で設置した子メーターの数値を使用することはできません。区分計測に子メーターの数値を利用する場合には、小売電気事業者等が設置した子メーターである必要があります。</p> <p>子メーターによる区分計測には、次の点に御留意下さい。</p> <p>① 賦課金の減免認定に係る子メーターの設置に際しては、計量法に基づく検定を受けたメーターの設置が必要です。</p> <p>② 上記の子メーターの設置・保守等に際しては、電気事業法で定義される小売電気事業者等による設置・保守等が必要であり、設置工事や保守等に関して、当該小売電気事業者等との新たな契約締結が必要です。</p> <p>③ 上記の子メーターによる区分計測結果に基づく減免申請に際しては、設置された子メーターの計測結果と当該子メーターが電氣的にどの設備の電気を計測しているかを記した書面(様式自由、但し、契約先の小売電気事業者等による作成又は確認が必要)を添付書類として提出して下さい。</p> <p>例外として、自社で設置した子メーターであっても、複数の事業者間の取引で使用されているもの(複数の事業者間で使用量を確認しているもの)であれば使用できます。「共同受電」または「テナント受電」の場合は、このようなメーターの数値を使用することになります(「共同受電」「テナント受電」については、別途項目を確認してください)。</p>
Q27	子メーターによる区分計測により、事業ごとの電気使用量を算出します。事業年度の途中に子メーターを設置した場合、子メーターの数値を使用できますか。	<p>認定基準(Q1・I)の判定に当たっては、原則として、1事業年度分の検針データが必要です。ただし、申請時まで1事業年度分の検針データが取れない場合、最低9ヶ月分の検針データがあれば、使用できることとします。9ヶ月間のデータをもとに、申請事業と非申請事業の割合を算出し、申請要件を満たす事業所が使用した全ての電気使用量(1年分)に、算出した申請事業の割合を掛けて、申請事業の電気使用量を算出します。</p> <p>認定基準(Q1・II)及び優良基準(Q50)の判定に当たっては、直近の事業年度から起算して、過去5事業年度分の子メーターのデータが揃うまでは、従来通り、親メーターの数値を経済的指標を用いて按分することとします。</p>
Q28	一つの事業所で複数の事業を行っています。自社設置メーターが使用できない場合に、どのようにして事業ごとの電気使用量を算出するのでしょうか。	<p>一事業所で複数の事業を行っており、区分計測できない場合は、小売電気事業者等が設置したメーターで確認された電気使用量を、経済的な指標を使用し、その数値に基づいて按分することが可能です。</p> <p>この経済的指標を使用する場合の手順は次のとおりです。</p> <p>① 使用する経済的指標を決定し、申請に用いる事業年度の計算書類(監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等)を基礎として、経済的指標の根拠資料を作成します。</p> <p>② 経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」について、公認会計士又は税理士に確認を求め、確認書面を作成してもらいます。</p> <p>③ 申請時に、①で作成した根拠資料と②の確認を依頼した公認会計士又は税理士による確認書面の2つを申請書類の一部として提出します。</p> <p>経済的指標とは、各事業の「売上高」、「出荷額」、「費用」、「付加価値」、「生産量」、「出荷量」、「販売量」のいずれかです。</p> <p>「生産量」、「出荷量」、「販売量」は製造業等の製品を生産している事業者のみが使用でき、製品を生産していない非製造業の事業者はこれらを用いることはできません。</p>
Q29	減免認定申請をするに当たり、過年度の減免認定を受けた際に用いた経済的指標と異なるものを用い申請することはできませんか。	<p>「適切な経済的指標」が年ごとに変わることは、「適切な経済的指標」であるかどうかの疑念を生じるため、経済的指標の変更は、原則として認めておりません。</p> <p>経済的指標を変更することで、より実態に近い電気使用量の算出が可能となる等、特別な事情がある場合には、各経済産業局にお問い合わせください。</p> <p>なお、経済的指標を変更した場合であっても、認定基準(Q1・II)及び優良基準(Q50)の判定のための原単位は過去に遡って同一の経済的指標を用いて算出して下さい(過去5事業年度の原単位の算出に変更前後の異なる経済的指標を用いることはできません)。</p>
Q30	経済的な指標として挙げられている「売上高」「出荷額」「費用」等はどのような数値のことですか。	<p>「売上高」とは、事業所で製造された製品、或いは、提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とします。</p> <p>「出荷額」とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものです。</p> <p>「費用」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原材料使用額等(※) ② 売上原価 ③ 売上原価及び販売費及び一般管理費 <p>のいずれかを、事業ごとに按分したものとします。按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにして下さい。</p> <p>(※)工業統計調査における定義です。原材料使用額、燃料使用額、電気使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税を含みます。</p> <p>「付加価値」とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとします。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限り(マイナスとなる場合は使用できません)。</p> <p>「生産量」、「出荷量」、「販売量」とは、事業所に係る製品の数量とします。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位(トン、個数等)での比較が可能である場合に限り認められます。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産量」とは、事業所が実際に生産(受託生産を含む)した製品の数量とします。ただし、仕掛中の半製品は除きます。 ・「出荷量」とは、事業所及び同事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量とします。 ・「販売量」とは、「出荷量」のうち、次の①～④の事由に該当するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの ② 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの ③ 受託生産品を販売業者(消費者を含む。)である委託者へ出荷したもの ④ 同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの(全くの転売品)

Q31	公認会計士または税理士にはどのようなことを確認してもらう必要がありますか。	申請書第1表に関しては、申請する事業の識別方法や事業別の売上高が、他の事業に区分されるべきものが恣意的に包括されていないか等を確認してもらいます。 申請書第3表に関しては、電気使用量の按分に使用した経済的指標の数値、単位等に誤りが無いか等を確認してもらいます。 公認会計士または税理士の確認書面については、Q70、Q71を参照してください。
Q32	直近の事業年度の途中で、閉鎖した事業所または新設した事業所がありますが、これらの事業所の電気使用量や売上高も原単位の計算に使用するのでしょくか。	原単位の計算は「事業」毎に行いますので、事業年度の途中で閉鎖または新設した事業所において申請対象となる事業を行っている場合には、当該事業所の電気使用量や売上高も原単位の計算に使用します。年間の電気使用量が100万kWh以下の事業所であっても同じです(Q23、Q24を参照してください)。「事業」の原単位の計算に必要な電気使用量を算出するために申請書第2表と第3表に必ず記載してください。
Q33	Q32で、直近事業年度の途中で閉鎖または新設した事業所の電気使用量や売上高も原単位の計算に使用するとありますが、新設した事業所については、今回の減免認定を受けることはできますか。	直近事業年度の途中で新設された事業所であっても、 <u>Q1 I (1)の基準を満たし、かつ次の①と②の双方を満たす場合は、申請対象事業所とすることができます。</u> ① 直近事業年度で、 <u>申請事業における電気使用量の実績値(経済的指標で按分した数値を含む)が100万kWhを超えていること</u> (100万kWh超であれば、操業開始から12ヶ月を経ているなくても良い)。 ② ①の電気使用量が、直近事業年度における事業所全体の電力使用量の過半(50%超)であること (例) 直近事業年度の途中でAとBの2事業所を新設し、いずれも申請事業のみを行っている場合(この場合は事業所で使用した電力の100%が申請事業のために使用されており、②の要件は満たす) A事業所: 操業開始から事業年度の終期までの3ヶ月で、電力使用量が120万kWh → 3ヶ月分の電力使用量の実績値で100万kWh超であるため、申請対象事業所とできる B事業所: 操業開始から事業年度の終期までの6ヶ月で、電力使用量が80万kWh → 6ヶ月分の電力使用量の実績値が100万kWh以下のため、申請対象事業所とはできない (※推計値で年間100万kWh超の電力使用量が見込まれる場合でも対象とはならない)

3. 共同受電とテナント受電に関するもの

Q	質問	回答
Q34	小売電気事業者等との契約者が自社ではない場合、Q12で「共同受電」または「テナント受電」に該当するとありますが、当社はどちらになりますか。また、この場合は申請できますか。	自ら小売電気事業者等と契約しているのではなく、他社を経由して電気を受電している場合(間接的に小売電気事業者等から電気を受電している場合)は、受電形態によって「共同受電」または「テナント受電」となります。 「共同受電」「テナント受電」のどちらの場合も、Q1の二つの基準を満たせば申請できますが、自ら契約している場合(当制度では「一般受電」と呼んでいます)と基準の考え方が異なります。 「共同受電」および「テナント受電」の詳細はQ35、Q36等を確認してください。 「共同受電」または「テナント受電」の場合は、小売電気事業者等との直接契約者(共同受電の場合は代表契約者、テナント受電の場合は建物等(テナントビルや敷地等)の所有者等)との連名で申請書を作成する必要があります(共同申請)。
Q35	「共同受電」とはどのようなものですか。	「共同受電」とは、区画を別にする複数の事業者が共同で電気を使用する形態です。使用する電気をまとめて契約することで電気料金が節減(基本料金や単価の割引など)されることが多く、臨海コンビナートや工業団地等で多く見受けられます。 具体的には、代表となる事業者が小売電気事業者等との契約を行い、「小売電気事業者等との直接契約者」(代表契約者)となります。その他の事業者は小売電気事業者等との直接契約者を経由して自社へ配電を受けます。 同一の敷地内で複数の事業者が事業を行っている場合であっても、区画がフェンス等で分けられていたり、事業をおこなっている建物が別棟になっているなど、事業者毎に電気を使用している場所(電気需要地)が明確に分かれている場合は「共同受電」となります。
Q36	「テナント受電」とはどのようなものですか。	「テナント受電」とは、同一のビル(テナントビルなど)に複数の事業者が入居している場合や、同一の敷地内で複数の事業者が事業を行っており(親会社の工場敷地内で子会社や協力会社が事業を行っている場合など)、事業者毎の電気を使用している場所(区画や建物)を分けることができない場合の受電形態です。 同一の敷地内であっても、事業者毎に区画や建物が明確に分けられており、電気の使用場所が異なる場合は「共同受電」となります。
Q37	自社所有(または自社単独入居)の事業所なのですが、小売電気事業者等との直接契約者は親会社(またはビル所有者)になっています。この場合は「共同受電」または「テナント受電」になるのでしょうか。	同一の建物で事業を行っているのが1事業者であっても、小売電気事業者等との直接契約者(共同受電の場合は代表契約者、テナント受電の場合は建物等の所有者等)が他者(親会社あるいは所有者など)であれば「共同受電」または「テナント受電」となります。 なお、小売電気事業者等との直接契約者が親会社等資本関係のある者である場合、電気料金も直接契約者が負担している事例がありますが、その場合は申請できません。自社で電気料金を負担していることが条件となります(親会社等経由で支払っている場合は問題ありません)。
Q38	「共同受電」の場合、申請に際してどのような点に注意する必要がありますか。	「共同受電」では、小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者)からの協力が不可欠です。 申請書第1表は、申請者だけでなく小売電気事業者等との直接契約者との連名(共同申請)で記載する必要があります。 申請の際には次の様な資料の提出が必要となります。 ☆小売電気事業者等との電気需給契約書(共同受電であることが分かるもの)、事業者毎に区画や建物が明確に分けられており、電気の使用場所が異なることが確認できる図面など ☆共同受電全体で使用した年間の電気使用量が分かる資料(小売電気事業者等から直接契約者への検針票・請求書等) ☆申請事業者が使用した年間の電気使用量が分かる資料(小売電気事業者等との直接契約者との検針結果資料・請求書等) ☆受電設備から小売電気事業者等との直接契約者、共同受電参加者への電気供給ルートを示したもの 申請に必要な資料等の詳細は、Q62、Q63、Q66、Q72、Q76、Q77なども参照してください。

<p>Q39</p>	<p>「テナント受電」の場合、申請に際してどのような点に注意する必要がありますか。</p>	<p>「テナント受電」で最も注意をしなければならないのは、減免認定を受けるための2段階の基準(Q1参照)のうち、I.(2)第2の基準における「事業所」の考え方が異なることです。 「テナント受電」における「事業所」とは、対象となる建物または敷地全体が「1事業所」となり、申請者はその全体の電気使用量の50%を超える電気を申請事業で使用している必要があります。</p> <p>「テナント受電」では、小売電気事業者等との直接契約者(建物等の所有者等)からの協力が不可欠です。申請書第1表は、申請者だけでなく建物等の所有者との連名(共同申請)で記載する必要があります。</p> <p>申請には次の様な資料の提出が必要となります。 ☆建物(または敷地)全体で使用した年間の電気使用量が分かる資料(小売電気事業者等から直接契約者への検針票・請求書等) ☆申請事業者が使用した年間の電気使用量が分かる資料(小売電気事業者等との直接契約者からの検針結果資料・請求書等) ☆小売電気事業者等との直接契約者と申請者との間で、電気料金の精算に関する事項を定めたことが分かる資料(テナントビル入居の場合は賃貸借契約書、敷地の一部を借りている場合は賃貸借契約書や電気料金等の精算に関する契約書や覚書など) ☆受電設備から小売電気事業者等との直接契約者、入居事業者への電気供給ルートを示したものを→建物等所有者から管理業務の委託を受けている事業者等(管理者等)がいる場合はそちらも明記してください。 申請に必要な書類の詳細は、Q62、Q63、Q72、Q78、Q79も参照してください。</p>
<p>Q40</p>	<p>「共同受電」で申請した場合、減免対象となるのは電気使用量のどの部分でしょうか。</p>	<p>「共同受電」で申請した場合、申請者は小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者)を通じて減免を受けることとなります。 実際に賦課金の減免対象となる電気使用量の割合の算出は次のとおりです。 ①「共同受電」で申請した場合、共同受電全体の電気使用量のうち、申請者が使用した電気使用量の割合を算出します。 (パーセントで表示し、小数点以下第2位未満の端数は切り捨て) ②更に申請者が当該事業所で使用した全電気使用量のうち、申請事業で使用した電気使用量の割合を算出します。 (パーセントで表示し、小数点以下第2位未満の端数は切り捨て) ③共同受電全体の電気使用量に対し、①で算出した割合と②で算出した割合を乗じたもの(パーセントで表示し、小数点以下第2位未満の端数は切り捨て)が、減免対象となります。</p> <p>(例)申請者の電気使用量は共同受電全体の20.22%であり、申請者はA事業で76.50%、B事業で23.50%の電気を使用し、A事業で減免認定申請を行う場合: $0.2022(20.22\%) \times 0.7650(76.50\%) = 0.15468(15.46\%)$</p> <p>となり、共同受電全体の電気使用量の15.46%相当分が減免対象となります。</p> <p>実際に賦課金が減免される割合は事業者毎に変わることになりますので、詳しくは「4.適用される減免率の決定・算出等に関するもの」を確認してください。</p>
<p>Q41</p>	<p>「共同受電」で申請した場合、減免は小売電気事業者等との直接契約者を通じて受けるとのことですが、実際にはどのようにすれば良いのですか。</p>	<p>小売電気事業者等からの電気料金の請求は申請者ではなく、小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者)へ行われ、その請求時には既に賦課金の一部が減免されて計上されています。そのため、賦課金の減免効果を申請者が受けるためには、小売電気事業者等との直接契約者が各事業者に電気料金を請求する際に、その減免分を申請者に供与するようにしてもらう必要があります。</p> <p>具体的な方法については、共同受電関係者間で事前に協議をした上で申請を行うようにしてください。</p>
<p>Q42</p>	<p>「テナント受電」の場合は、建物全体(または敷地全体)を「一つの事業所」と考えるとのことですが、当社は原単位5.6を超える事業を行っており、その事業での年間電気使用量も100万kWhを超えますが、建物全体の電気使用量の50%超ではありません。この場合は申請できないのでしょうか。</p>	<p>「テナント受電」の場合、自社の事業では原単位5.6を超えており、100万kWh超の電気を使っても、建物または敷地の全体で使用した電気使用量の50%を超えていなければ減免認定を受けることはできません。</p> <p>ただし、同じ建物(または敷地)内の他の事業者も同じ細分類に属する原単位5.6を超える事業を行っており、100万kWh超の電気を使用している場合で、自社とこれら他事業者の電気使用量の合計が建物または敷地全体の電気使用量の50%を超える場合は、その事業者が揃って減免認定を申請することで、認定基準であるQ1の第2の基準(「申請事業で使用した年間の電気使用量が100万kWhを超えており、かつ、その事業所全体の年間電気使用量の50%超であること」)を満たすものとみなし、減免認定を受けることができます(当制度では「名寄せ」と呼んでいます)。</p> <p>(例)全体の年間電気使用量が1000万kWhである建物に入居している●●産業と▲▲工業が、それぞれ原単位5.6を超える事業を行っている場合</p> <p>①電気使用量が●●産業は550万kWh、▲▲工業は150万kWhの場合 → 合計で700万kWh(事業所全体の70%)となるため、●●産業と▲▲工業がそれぞれ申請すれば対象とできる(名寄せ)。また、●●産業だけで事業所の55%を使用しているため、●●産業が申請可(通常の「テナント受電」)。 ②電気使用量が●●産業は300万kWh、▲▲工業は150万kWhの場合 → 合計で450万kWh(事業所の45%)のため、申請不可 ③電気使用量が●●産業は450万kWh、▲▲工業は150万kWhの場合 → 合計で600万kWh(事業所の60%)となるため、●●産業と▲▲工業がそれぞれ申請すれば対象とできる(名寄せ)</p>

Q43	「テナント受電」で申請した場合、減免対象となるのは電気使用量のどの部分でしょうか。	<p>「テナント受電」で申請した場合、申請者は小売電気事業者等との直接契約者(建物等の所有者等)を通じて減免を受けることになります。</p> <p>減免対象となるのは、「申請者が当該事業所で申請事業のために使用した電気使用量」のみです。</p> <p>実際に減免対象となる電気使用量の割合の算出は次のとおりです。 ①建物等全体の電気使用量のうち、申請者が使用した電気使用量の割合を算出します。(パーセントで表示し、小数点以下第2位未満の端数は切り捨て) ②更に申請者が使用した全電気使用量のうち、申請事業で使用した電気使用量の割合を算出します。(パーセントで表示し、小数点以下第2位未満の端数は切り捨て) ③建物等全体の電気使用量に対し、①で算出した割合と②で算出した割合を乗じたもの(パーセントで表示し、小数点以下第2位未満の端数は切り捨て)が、減免対象となります。</p> <p>(例)申請者の電気使用量はテナントビル全体の70.55%であり、申請者はA事業で75.50%、B事業で24.50%の電気を使用し、A事業で減免申請を行う場合： $0.7055(70.55\%) \times 0.7550(75.50\%) = 0.53265(53.26\%)$ となり、テナントビル全体の電気使用量の53.26%相当分が減免対象となります。</p> <p>実際に賦課金が減免される割合は事業者毎に変わることになりますので、詳しくは「4. 適用される減免率の決定・算出等に関するもの」を確認してください。</p>
Q44	「テナント受電」で申請した場合、減免は小売電気事業者等との直接契約者を通じて受けるとのことですが、実際にはどのようにすれば良いのでしょうか。	<p>小売電気事業者等からの電気料金の請求は申請者ではなく、小売電気事業者等との直接契約者(建物等の所有者等)へ行われ、その請求時には既に賦課金の一部が減免されて計上されています。そのため、賦課金の減免効果を申請者が受けるためには、小売電気事業者等との直接契約者が入居する各事業者に電気料金を請求する際に、その減免分を申請者に供与するようにしてもらう必要があります。具体的な方法については、関係者間で事前に協議をした上で申請を行うようにしてください。</p>
Q45	「共同受電」または「テナント受電」で受電していますが、小売電気事業者等から供給される電気だけでなく、小売電気事業者等との直接契約者が自家発電設備において発電した電気も併せて供給されています。このような場合、原単位の計算に使用する電気使用量はどのようにしますか。	<p>原単位の計算に使用する電気使用量は、「小売電気事業者等から供給を受けたものに限る」と法定されています。このため、<u>自家発電設備で発電した電気は認定基準(Q1・I(1))の原単位の計算に含めません。</u></p> <p>小売電気事業者等との直接契約者(共同受電の場合は代表契約者、テナント受電の場合は建物等の所有者等)が自家発電による電気を全て使用している場合は問題ありませんが、他事業者(共同受電参加者やテナント入居事業者)へも供給している場合、原単位の計算は小売電気事業者等との直接契約者から供給される電気使用量から自家発電量を差し引いた数量で計算します。</p> <p>具体的には、小売電気事業者等からの受電量と自家発電による発電量の割合で、各事業者の電気使用量も按分します(例として、小売電気事業者等8割:自家発電2割の場合は、各事業者も電気使用量の8割のみが原単位の計算に使用できることとなります)。また、<u>共同受電参加者やテナント入居事業者に供給される自家発電設備からの電気の使用量が子メーター等により計測できる場合は、小売電気事業者等との直接契約者から供給される全ての電気使用量から、子メーター等で計測した自家発電設備からの電気使用量を差し引いて算出した電気使用量により原単位を計算しても構いません。</u></p>
Q46	当社は共同受電で小売電気事業者等との直接契約者より電気の供給を受けています。小売電気事業者等との直接契約者は小売電気事業者等から電気を購入するとともに、自家発電も所有しており、当社に供給される電気は小売電気事業者等からの購入分とともに、自家発電分の電気が含まれています。小売電気事業者等との直接契約者から供給される電気の小売電気事業者等からの購入分と自家発電分の割合は毎年異なるため、認定基準(Q1・II)及び優良基準(Q50)を計算する際に、小売電気事業者等購入分と自家発電分を合わせた電気使用量を使用してもいいのでしょうか。	<p>共同受電又はテナント受電で電気の供給を受けている事業所(自らが小売電気事業者等との直接契約者(共同受電の場合は代表契約者、テナント受電の場合は建物等の所有者等)である場合を除く)に限り、電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況の原単位を計算する際に、①小売電気事業者等からの購入分のみで計算、又は、②小売電気事業者等からの購入分+自家発電分、のいずれかで原単位を計算する方法を認めます。いずれかの計算方法を選択した場合は、以後、計算方法を変更することはできませんのでご注意ください。</p> <p>なお、本計算方法は、Q45のとおり、認定基準(Q1・I(1))に使用する原単位の計算に用いることはできません。(原単位の計算は必ず自家発電分を除いて計算してください。)</p>
Q47	当社が、小売電気事業者等との直接契約者の場合はどうなりますか。	<p>申請者が小売電気事業者等との直接契約者(共同受電の場合は代表契約者、テナント受電の場合は建物等の所有者等)であっても、申請書類は「共同受電」または「テナント受電」と同じになります。申請書第1表は、「申請者」および「小売電気事業者等との直接契約者」の双方に自社の名前を記載します。</p>
Q48	共同受電を行う事業者間で決算月が異なります。第1表・第4表に記載する「共同受電における当該事業者の電気の利用率」はどのように算出すればよいのでしょうか。	<p>小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者)の決算月(事業年度)にあわせて、第4表を作成し、「共同受電における当該事業者の電気の利用率」を算定してください。 自社の電気使用量の証明書類や共同受電全体の電気使用量の証明書類、年間の自家発電量を証する資料は、自社の事業年度分に加えて、小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者)の事業年度分も提出する必要があります。</p>

4. 適用される減免率の決定・算出等に関するもの

Q	質 問	回 答
Q49	減免認定を受けた場合に適用される減免率はどのように決まるのでしょうか。	<p>減免率は申請者毎に「申請事業の種類」と「優良基準」に応じて決まります。</p> <p>「申請事業の種類」によって、次の2つに分かれます。</p> <p>日本標準産業分類・大分類(2桁分類)における産業区分で、</p> <p>(1) 農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、製造業（「製造業等」） 優良基準を満たすもの 8割 優良基準を満たさないもの 4割</p> <p>(2) (1)以外の産業(「非製造業等」) 優良基準を満たすもの 4割 優良基準を満たさないもの 2割</p> <p>「優良基準」の詳細は、Q50を確認してください。</p>
Q50	「製造業等」「非製造業等」のいずれにおいても、高い減免率の適用を受けるには「優良基準」を満たさなければならないことですが、「優良基準」とはどのようなものですか。	<p>高い減免率の適用を受けるためには、電気の使用に係る原単位の改善のための取組が次の基準を満たさなければなりません(この基準を当制度では「優良基準」と称します)。</p> <p>優良基準は次のとおりです。</p> <p>直近の事業年度で次の①または②を満たしていること</p> <p>① 直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である。 ② ①には該当しないが、直近の事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前年度の原単位以下であり、かつ、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。</p> <p>具体的な計算方法、および基準を満たすか否かの確認については、「原単位の改善のための取組に係る認定基準および優良基準の判定表」を活用してください。</p>
Q51	認定基準(Q1・Ⅱ)と、減免率を決めるための「優良基準」(Q50)の違いは何ですか。	<p>認定基準(Q1のⅡ)と、「優良基準」(Q50)は、下記の同じ基準(①、②)を使用しますが、2つの違いは、</p> <p>(1)「認定基準」は、直近事業年度又はその前事業年度で、 (2)「優良基準」では、直近の事業年度で、 下記①または②を満たしていることが必要になります。</p> <p>① 直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である。 ② ①には該当しないが、直近の事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前年度の原単位以下であり、かつ、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。</p> <p>また、直近事業年度で①、②のいずれも満たさない場合であっても、下記のAまたはBに該当する場合には、優良基準を満たしたものとみなします。</p> <p>A 申請前年度に省エネ法における事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」相当であること B 災害その他やむを得ない理由がある認められること</p> <p>例えば、直近事業年度(前事業年度)でQ1の①又は②を満たしていなくても、その1事業年度前の事業年度(2事業年度前)においてQ1の③又は④のいずれかを満たしていれば、減免認定の申請はできます。しかし、直近事業年度ではQ1の①又は②を満たしていないので、「優良基準」を満たさず、高い減免率は適用されません。</p> <p>具体的な計算方法、及び基準を満たすか否かの判断については、「原単位の改善のための取組に係る認定基準および優良基準の判定表」を活用してください。</p>
Q52	直近5事業年度における申請事業の原単位を基に四事業年度平均変化率を算出して、申請要件(Q1)や優良基準(Q50)を満たすか判定されますが、直近5事業年度の途中で決算期を変更した場合、計算に使用する事業年度はどのように考えますか。	<p>直近5事業年度の途中で決算期を変更した場合には、現在の決算期に合わせて再計算する必要はありません。ただし、途中で決算期間が12ヶ月に満たない事業年度がある場合には、その事業年度のみ12ヶ月分となるように期間を前に溯及してください。</p> <p>(例)決算期を2016年に3月末から12月末に変更した場合</p> <p>使用する事業年度は</p> <p>① 2013年4月1日～2014年3月31日 ② 2014年4月1日～2015年3月31日 ③ 2015年4月1日～2016年3月31日 ④ <u>2016年1月1日～2016年3月31日の3ヶ月分</u> + 2016年4月1日～2016年12月31日(決算期を12月末に変更。決算月数は9ヶ月) ⑤ 2017年1月1日～2017年12月31日</p> <p>となります。この場合、2016年1月1日～2016年3月31日は、③と④で重複しますが問題ありません。</p> <p>※④の期間を2016年4月1日～2017年3月31日と、事業年度の後ろに期間を延ばさないようにしてください。</p>
Q53	認定基準(Q1・Ⅱ)および優良基準(Q50)において、原単位が前年より悪化しているか否かを判定する場合がありますが、当社で計算したところ、2016年度は「8.4378」、2017年度は「8.4382」となりました。申請書第1表には小数点以下第2位まで記載するので、どちらも「8.43」と記載されますがこの場合は「悪化した」と判定されるのでしょうか。	<p>原単位が前年よりも悪化しているか否かの判定は、申請書第1表記載の「小数点以下第2位」まで記載した数字で判定します。</p> <p>お尋ねの例では、実際の計算値は「8.4378」<「8.4382」と、0.0004悪化していますが、申請書第1表では共に「8.43」と表記されるため、悪化ではなく、「前年と同じ」と判断します。</p>

Q54	当社は多量の電気を必要とする事業を行っています。が、「優良基準」を満たすことができません。この場合も高い減免率の適用を受けることはできないのでしょうか。	「優良基準」は、電気の使用に係る原単位の改善のための取組が優良である者に対して高い減免率を適用するための基準です。そのため、「優良基準」を満たさない場合は、高い減免率が適用されません。 他方で、省エネ法における「事業者クラス分け評価制度」において「S相当」に該当する事業者や災害等のやむを得ない事情で原単位の改善が実現できていない事業者に配慮した評価方法を設けています。
Q55	災害により原単位の改善が実現していない事業者に配慮した評価方法の具体的な内容を教えてください。	申請事業における事業所が災害によって被災した場合、その事業所が、特定非常災害や激甚災害の指定を受けた地域に所在する場合、又は、災害救助法の適用を受けた地域に所在する場合には、各災害の指定期間内に属する事業年度については、当該事業所の売上高及び電気使用量を災害発生年度の前年度と同じであるとみなして、原単位を再計算することを認めます。本取扱いを希望する場合には、災害の被害を受けた事業所が、指定等を受けた区域内に所在することを証明する書類(登記簿謄本等)及び指定を受けた災害の種類及び期間が分かる書類をご提出いただけます。様式の入手その他詳細につきましては、減免認定申請書作成支援システムにて申請書を作成いただいた上で、減免認定申請ヘルプデスク(ヘルプデスク設置期間外は資源エネルギー庁)にお問合せください。 なお、本取扱いは認定基準(Q1のⅡの基準)や優良基準を判断するためのものであり、申請事業の原単位が5.6を下回っていたり、災害によって被害を受けた事業所における申請事業の電気使用量が100万kWhを下回っていたりする場合は申請要件を満たしません。
Q56	省エネ法定期報告書の対象事業者で、事業者クラス分け評価制度において「S相当」の事業者については、認定基準(Q1のⅡの基準)及び優良基準を満たすものとして取り扱おうとされておりますが、いつ時点のデータで判断するのでしょうか。	2018年7月末に提出した定期報告書に記載されている値で判断します。具体的には、提出された定期報告書においてエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の5年度間平均原単位変化が99%以下、又は、業種ごとに設定されたベンチマーク指標を達成していることを要件とします。本取扱いを希望する場合には、定期報告書の特定第4表の写し又は特定第6表の写しをご提出ください。様式の入手及びその他詳細につきましては、減免認定申請書作成支援システムにて申請書を作成いただいた上で、減免認定申請ヘルプデスク(ヘルプデスク設置期間外は資源エネルギー庁)にお問合せください。
Q57	省エネ法の定期報告書の提出対象外の事業者についても、Q56と同様の方法は使えますか。	省エネ法定期報告書対象外の事業者についても、自社で申請前年度のエネルギー消費原単位等を計算し、その値が省エネ法における、事業者クラス分け評価制度の「S相当」に該当する場合には、認定基準(Q1のⅡの基準)及び優良基準を満たすものとして取扱います。様式の入手及びその他詳細につきましては、減免認定申請書作成支援システムにて申請書を作成いただいた上で、減免認定申請ヘルプデスク(ヘルプデスク設置期間外は資源エネルギー庁)までお問合せください。
Q58	経済環境の変化によって原単位の改善が実現できていない事業にも配慮した評価方法の具体的な内容を教えてください。	省エネ努力を行っているものの、経済環境の変化等によって原単位の改善が実現できていない事業者にも配慮した評価方法を設けています。具体的には、申請事業において製造する製品単価(全ての製品)を加重平均して算出した単価が前年度と比較して、過去の物価変動の標準的な下落幅を超えて下落している場合には、原単位の計算の際に製品単価を前年度と同様とみなして、原単位を計算する方法を認めます。様式の入手及びその他詳細につきましては、減免認定申請書作成支援システムにて申請書を作成いただいた上で、減免認定申請ヘルプデスク(ヘルプデスク設置期間外は資源エネルギー庁)にお問合せください。なお、本取扱いは、認定基準の一つとなっている、「売上高千円当たりの電気の使用量が製造業等においては平均値の8倍を超えていること、非製造業等においては14倍を超えていること」の計算に用いることはできません。 ※本特例が利用可能となる製品単価下落率は、本特例を利用する事業年度により以下の通りとします。 2015年度以前:製品単価が前年度比2.23%を超えて下落している場合 2016年度:製品単価が前年度比2.29%を超えて下落している場合 2017年度:製品単価が前年度比2.44%を超えて下落している場合
Q59	エネルギー消費原単位の改善に向けた計画を立て、その達成に向けて取り組んでいる事業者は配慮されますか。	エネルギー消費原単位の改善に向けて取り組んでいる事業者を評価する方法を設けます。具体的には、申請事業者において、エネルギー消費原単位やベンチマーク指標の達成に向けた投資計画(3年間分)を提出いただき、その計画を実行している場合には、認定基準(Q1のⅡの基準)及び優良基準を満たすものとして取り扱います。対象となる設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「機械及び装置」及び「建物附属設備」とし、当該設備への投資額の計画がエネルギー最終消費量を1%削減するために必要な投資額以上※であることを要件とします。なお、提出いただいた計画は、毎年フォローアップを実施させていただくとともに、Q61のように自社のHPで公開していただけます。様式の入手及びその他詳細につきましては、減免認定申請書作成支援システムにて申請書を作成いただいた上で、減免認定申請ヘルプデスク(ヘルプデスク設置期間外は資源エネルギー庁)にお問合せください。 ※2019年度適用分の減免申請分については、減価償却額に占める「機械及び装置」及び「建物附属設備」への投資額の3年間(事業年度:2018~2020年度)平均が1%以上である場合を指します。
Q60	申請事業者の過去の省エネ努力は評価されますか。	申請事業者における過去5年間分の「機械及び装置」及び「建物附属設備」への投資額の平均がエネルギー最終消費量を1%削減するために必要な投資額以上※の場合には、申請事業者における今後3年間のエネルギー消費原単位の改善に向けた計画を提出いただき、その計画を実行することを要件として、認定基準(Q1のⅡの基準)及び優良基準を満たすものとして取り扱います。なお、提出していただいた計画は、毎年フォローアップを実施させていただくとともに、Q61のように自社のHPで公開していただけます。様式の入手及びその他詳細につきましては、減免認定申請書作成支援システムにて申請書を作成いただいた上で、減免認定申請ヘルプデスク(ヘルプデスク設置期間外は資源エネルギー庁)にお問合せください。 本取扱いを受けられるのは、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の变化率の平均の値が105%以下である場合であって、かつ、直近2事業年度において原単位が連続して悪化している場合に限りません。 ※2019年度適用分の減免申請分については、減価償却額に占める「機械及び装置」及び「建物附属設備」への投資額の5年間平均(2013年度~2017年度)が1%以上である場合を指します。
Q61	Q59又はQ60に関する取扱いを受けた場合、省エネ投資計画の内容を自社のHPに公表するとのことですが、具体的な内容について教えてください。	次の項目を盛り込んだ上で、自社のHPに掲載してください(掲載箇所、様式は問いません)。 ・再エネ特措法に基づく賦課金に係る特例の認定を受けていること ・優良基準を満たすために、省エネ計画を策定しこれに取り組むこと (例文) 当社は、再エネ特措法に基づく賦課金の特例措置の認定を受けるに当たり、経済産業大臣に対して省エネ投資計画を提出し、これを実行しています。

5. 申請に必要な書類に関するもの

Q	質問	回答
Q62	申請に必要な書類・資料はどのようなものですか。	<p>全ての申請者が提出しなければならないものと、申請者毎に提出の要・不要が異なるものがあります。全ての事業者が提出しなければならない書類は、次のとおりです。</p> <p>①申請書様式第1表～第3表(共同受電を受ける事業所については第4表) ②公認会計士または税理士の確認書面(申請事業の内容、申請事業の売上高、経済的指標の値) ③申請事業を行っている全事業所の年間の電気使用量を証明する資料(電気料金の領収書等やシェイプアップカルテ等)</p> <p>※②と③は直近事業年度分のみで可</p> <p>④申請事業を行っていることが特定できる書類、全事業所一覧 ⑤決算書などの全事業の売上高と申請事業の売上高が確認できる資料 ※⑤は直近事業年度分は必須。2～5事業年度前分は任意。 ⑥原単位の推移に係る確認表(過去5事業年度分) ⑦返信用封筒(申請者の所在地・名称・担当者名等を記載し、切手を貼付したもの)</p> <p>その他、事業者毎に必要なとなる書類・資料については「提出書類一覧(チェックリスト)」を確認してください。</p> <p>①・⑥・「提出書類一覧(チェックリスト)」は、減免認定申請書作成支援システムで作成できます。</p>
Q63	申請書第1表は3種類の様式がありますが、どれを使用したら良いのでしょうか。	<p>Q1の2段階の基準のうち、第2の基準を満たす事業所毎に、一般受電(申請者が自ら小売電気事業者等と電気需給契約を締結している場合)ならば、「一般受電用」を、「共同受電」または「テナント受電」であれば、「共同受電用」または「テナント受電用」の様式を使用してください。</p> <p>「共同受電」「テナント受電」の場合は、小売電気事業者等との直接契約者(共同受電の場合は代表契約者、テナント受電の場合は建物等の所有者等)と連名での申請書(共同申請)となりますので、注意してください。</p>
Q64	申請書第1表は事業所毎に作成するのですか。	<p>申請書第1表は、申請事業(原単位が5.6を超える事業)を行っている事業所のうち、Q1の第2の基準を満たす事業所毎に作成してください。</p> <p>申請事業を行っていないも、Q1の第2の基準を満たさない事業所(年間の電気使用量が100万kWh以下である事業所や、申請事業での電気使用量の方が多い事業所)については、第1表を作成する必要はありません。</p>
Q65	申請事業を行っていても、年間の電気使用量が100万kWh以下、または申請事業での電気使用量が事業所全体の50%を超えない事業所があります。このような事業所については、申請書第2表および第3表には記入しなくても良いのでしょうか。	<p>申請書第2表及び第3表は、申請事業の原単位を計算する際に使用する電気使用量を算出するための表ですので、申請事業を行っている全ての事業所について記載してください。</p> <p>申請書第2表および第3表には記載しても、第1表を作成しない事業所があるのは、上記のとおりです。</p>
Q66	申請書第4表はどのような場合に作成するのですか。	<p>申請書第4表は、「共同受電」で受電している事業所がある場合に作成します。</p>
Q67	複数の小売電気事業者等から電気の供給を受けている事業所については、申請書第1表の「電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称」、「当該電気事業者より付与されている識別番号」はどのように記載するのですか。	<p>複数の小売電気事業者等から電気の供給を受けている事業所については、申請書第1表を小売電気事業者等毎に作成してください。</p> <p>実際の記載は「電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称」、「当該小売電気事業者等より付与されている識別番号」を、それぞれの小売電気事業者等に対応した内容とし、それ以外の項目は全て同一の内容となります。</p>
Q68	申請書第1表は減免認定申請対象事業所毎に作成するとのことですが、第2表～第4表も事業所の数だけ作成する必要がありますか。	<p>申請書第1表は減免認定申請対象となる事業所毎に作成しますが、第2表～第4表は1事業で1セットで結構です(実際の提出部数は、同じ第1表～第4表の正本2部と写し1部となります)。</p>
Q69	複数の事業で申請する場合、申請書第1表～第4表は事業毎に作成するとのことですが、添付資料(電気使用量の証明書類、公認会計士または税理士の確認書面、申請事業を行っていることが特定できる書類)は共通として1組提出するだけでよいのでしょうか。	<p>複数の事業について申請する場合でも審査は別個に行いますので、申請書以外の全ての添付資料も、チェックリストに従い、申請書やシステムに添付してください。</p> <p>複数の事業で申請しても、添付資料が1組しか添付されていない場合は、一事業以外の全ての申請が「書類不備」として不受理(申請の受付自体ができない)として取り扱われる恐れがあります。提出書類として定められている資料等は、申請事業毎にきちんと整理し添付してください。</p>
Q70	公認会計士または税理士の確認書面にはどのようなことを記載してもらうのですか。	<p>次の2点については、確認したことを必ず記載してもらう必要があります。</p> <p>①申請書第1表に関して、申請する事業の識別方法や事業別の売上高が、他の事業に区分されるべきものが恣意的に包括されていないこと等を確認したこと。 ②申請書第3表に関しては、電気使用量の按分に使用した経済的指標の数値、単位等に誤りがないこと等を確認したこと。</p> <p>また、単に「確認した」と記載するのではなく、どのような資料(決算書類や各種伝票など)とどのように突合して確認したのか等、確認手続の内容等についても記載してもらいます。</p> <p>その他、申請者が任意に提出した資料についても確認を受けた場合は、その旨を追記し、確認した資料の写しも添付することも可能です(公認会計士または税理士の確認を受けた資料は、申請においても一定の証拠力があるとみなすことができます)。</p> <p>なお、公認会計士または税理士の確認書面は直近の事業年度に係るものだけで構いません。</p>

Q71	公認会計士または税理士の確認書面は、任意の様式でもよいのでしょうか。	<p>確認書については、資源エネルギー庁がHPにて公開している様式例 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/kakunin_sample.doc)を基に作成してもらいますが、任意に事業者が提出した書面等の確認を行った場合はその旨を追記しても問題ありません。</p> <p>ただし、確認作業の手順等が一切記載されておらず簡便すぎる書面の場合は、認められない場合があります。例えば、単一事業セグメントに関する有価証券報告書、独立監査人の監査報告書及び履歴事項全部証明書等での代用は認められません。</p> <p>過去の申請において、A4サイズ1枚に箇条書きで、申請書第1表と第3表の内容を確認したとだけ記載された書面等がありましたが、このようなものは認められない場合がありますので、様式は任意ですが記載すべき内容・項目については、記載例の内容に準じたものとしてください。</p>
Q72	申請における自社の電気使用量を証明する書類とはどのようなものですか。	<p>一例ですが、次の様なものが考えられます。小売電気事業者によっては、毎月電気使用量が1枚に集約された検針票を依頼することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般受電(申請者が自ら小売電気事業者等と電気需給契約を締結している場合)の場合は、小売電気事業者等の検針票、請求書、証明書類(小売電気事業者等のWEBサイトからダウンロードできる帳票等も含む) ・「共同受電」の場合は、小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者)からの検針結果通知書類、請求書等、または小売電気事業者等との直接契約者と申請者が双方で確認(証明)した書面等 ・「テナント受電」の場合は、小売電気事業者等との直接契約者(管理者等含む建物等の所有者等)からの検針結果通知書類、請求書等、または小売電気事業者等との直接契約者と申請者が双方で確認(証明)した書面等
Q73	社名変更(合併等)により、電気使用量の証明書類に記載されている社名と現在の社名が異なっている場合は、証明書類等を提出する必要がありますか。	<p>電気使用量の証明書類や「共同受電」の契約書等、提出資料と現在の社名が異なっている場合は、商業法人登記の「履歴事項全部証明書」(新旧の社名が確認できるもの)を添付してください(法務局登記官の証明印があれば、原本ではなく写しでも問題ありません)。</p>
Q74	直前に終了した事業年度と現在では、受電している小売電気事業者等が異なります。以前の小売電気事業者等から発行された検針票や請求書を添付資料として申請しても問題はありませんか。	<p>申請に使用する事業年度と現在において、電気の供給を受けている小売電気事業者等が異なる場合、以前の小売電気事業者等が発行した書類を電気使用量の証明書類とすることには問題はありませんが、申請書第1表には、現在電気の供給を受けている小売電気事業者等と識別番号を記載しますので、現在の電気事業者から受電していることおよび識別番号が分かる書面(直近の電気料金請求書など)も別途添付してください。</p>
Q75	Q20によると、自家発電による電気については、原単位の計算に使用できないとのことですが、自家発電量を証明する資料は提出する必要がありますか。	<p>自家発電による電気を使用している場合(共同受電やテナント受電で他社から受電している場合を含む)は、申請者の事業年度に合わせた「年間の自家発電量」が分かる資料を提出してください。</p>
Q76	「共同受電」で受電している事業所がある場合は、どのような書類が必要ですか。	<p>「共同受電」の事業所がある場合、自社の電気使用量を証明する書類の他に、次のような資料の提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆小売電気事業者等との電気需給契約書(共同受電であることが分かるもの)、事業者毎に区画や建物が明確に分けられており、電気の使用場所が異なることが確認できる図面など ☆共同受電全体で使用した年間の電気使用量が分かる資料(小売電気事業者等から直接契約者への検針票・請求書等) ☆受電設備から小売電気事業者等との直接契約者、共同受電参加者への電気供給ルートを示したものなど <p>また申請書第4表も作成する必要がありますので、注意してください。</p>
Q77	当社が「共同受電」の小売電気事業者等との直接契約者(代表事業者)である場合、自社の電気使用量については自らの証明印等を押印した資料を提出すれば良いのでしょうか。	<p>申請者が「共同受電」の小売電気事業者等との直接契約者(代表契約者)である場合は、申請者の事業所で使用した電気使用量は、「共同受電全体の電気使用量」-「他の共同受電参加者の電気使用量」で計算します。</p> <p>このことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆共同受電全体で使用した年間の電気使用量が分かる資料(小売電気事業者等から直接契約者への検針票・請求書等) ☆小売電気事業者等との直接契約者(申請者)から各共同受電参加者へ発行した検針結果通知書類、請求書等、または小売電気事業者等との直接契約者と各共同受電参加者が双方で確認(証明)した書面等(共同受電の全参加者分)の提出が必要です。 <p>自社の電気使用量の一覧表を作成し、「当社の電気使用量は上記のとおりで相違ありません」と自ら証明する書面を提出したのみでは証拠書類とは認められません(共同受電の全参加者と一緒に各社の電気使用量を確認した書面は証拠書類とできます)。</p>
Q78	「テナント受電」で受電している事業所がある場合は、どのような書類が必要ですか。	<p>「テナント受電」の事業所がある場合、自社の電気使用量を証明する書類の他に、次のような資料の提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆建物(または敷地)全体で使用した年間の電気使用量が分かる資料(小売電気事業者等から直接契約者(建物等の所有者等)への検針票・請求書等) ☆小売電気事業者等からの直接契約者と申請者との間で、電気料金の精算に関する事項を定めたことが分かる資料(テナントビル入居の場合は賃貸借契約書、敷地の一部を借りている場合は賃貸借契約書や電気料金等の精算に関する契約書や覚書など) ☆受電設備から小売電気事業者等からの直接契約者、入居事業者への電気供給ルートを示したもの→建物等所有者から管理業務の委託を受けている事業者等(管理者等)がいる場合はそちらも明記してください。

Q79	当社が「テナント受電」における小売電気事業者等との直接契約者(建物等の所有者等)である場合、自社の電気使用量については自らの証明印等を押印した資料を提出すれば良いのでしょうか。	<p>申請者が「テナント受電」の小売電気事業者等との直接契約者(建物等の所有者等)である場合は、申請者自身が使用した電気使用量は、「建物(または敷地)全体の電気使用量」-「入居各事業者の電気使用量」で計算します。</p> <p>このことから、 ☆建物(または敷地)全体で使用した年間の電気使用量が分かる資料(小売電気事業者等から直接契約者(建物等の所有者等)への検針票・請求書等) ☆小売電気事業者等からの直接契約者(申請者)から入居各事業者へ発行した検針結果通知書類、請求書等、または小売電気事業者等からの直接契約者(申請者)と入居各事業者が双方で確認(証明)した書面等(入居している全事業者分)の提出が必要です。</p> <p>なお、申請者が「テナント受電」の小売電気事業者等との直接契約者であったとしても、自社の電気使用量の一覧表を作成し、「当社の電気使用量は上記のとおりで相違ありません」と自ら証明する書面を提出したのみでは証拠書類とは認められません(入居全事業者と一緒に各社の電気使用量を確認した書面は証拠書類とできません)。</p>
Q80	当社が申請事業を行っていることが特定できる書類とはどのようなものですか。	<p>例として「会社案内パンフレット」、「事業報告書」(株主向け資料など)があります。</p> <p>有価証券報告書や商業法人登記(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)、定款なども考えられますが、有価証券報告書「セグメント」、商業法人登記の「目的」欄、定款の「事業の目的」の記載がおおまかであって、申請事業自体を行っていることが確定できない場合もありますので、その際は別の資料等を補足説明資料として提出していただくこともあります。</p> <p>会社案内パンフレットや事業報告書を作成していない事業者で、インターネット上に自社のHPを開設している場合は、HPのURLが分かる形で自社のHPを印刷したもの(実施事業の詳細について書かれているページを含むもの)を使用しても問題ありません。</p>
Q81	申請書第3表に記載した経済的指標の根拠資料とはどのようなものですか。	<p>使用した指標が「売上高」であれば各事業所の事業別売上高一覧表など、「出荷量」であれば各事業所の商品別(事業別)出荷量一覧表など、社内で管理している帳票やその集計表などが考えられます。</p> <p>なお、申請に際してはこれらの経済的指標の数値が正しいものであるか(事業毎、事業所毎の集計を誤っていないか等)の確認を公認会計士・税理士に行ってもらい、確認書面にその旨を記載してもらう必要があります。</p>

6. 民間企業以外の申請者・特別な業種の事業者に関するもの

Q	質 問	回 答
Q82	公的な機関は減免認定を申請することができますか。	<p>一般的には地方公共団体や独立行政法人などの公的機関は減免認定の対象とはなりません。</p> <p>しかし公的機関であっても、いわゆる一般行政(警察や消防などの、その活動によって生じる便益を特定の個人に帰属させることが困難であるもの)ではなく、公営企業及び、主に事業経営に伴う収入をもって事業を行い、独立採算にて経営を行う事業体に限っては、減免の対象となります。</p> <p>・ただし、その際の「売上高」は料金収入等の直接的に得られた収入のみならず、原則として、寄付金・補助金・一般会計繰入金・運営費交付金等の事業を継続するための収入をすべて含めたものとしてください。これは、民間企業であれば、事業を行う上での費用はすべて売上高として獲得しなければなりません。公営企業においては、料金収入はユーザーが負担すべき費用にしか充てられず、たとえば建設改良等のための費用には、料金収入以外の収入も充てられています。このため、公営企業の売上高を料金収入のみとするのは、民間企業とのバランスを著しく欠くこととなると考えられるためです。</p>
Q83	「公営企業」であり、条件を満たせば申請ができるとのことですが、「公営企業」であるかどうかはどのように判断しますか。	<p>「公営企業」として営まれている事業としては、次の事業が挙げられます(参考:総務省・地方公営企業年鑑)。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 水道事業(上水道事業および簡易水道事業) (2) 工業用水道事業 (3) 交通事業 (4) 電気事業 (5) ガス事業 (6) 病院事業 (7) 下水道事業 (8) 港湾整備事業 (9) 市場事業 (10) と畜場事業 (11) 観光施設事業 (12) 宅地造成事業 (13) 有料道路事業 (14) 駐車場整備事業 (15) その他の事業 <p>上記の事業であれば全て「公営企業」となるのではなく、地方公営企業であれば地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の第4条で、「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定められなければならない」と定められておりますので、各自治体において設置条例が存在し、それに基づいて設置されたものは「地方公営企業」となります。</p> <p>また「公営企業」であれば、総務省が行う「決算統計」においても、自治体から「公営企業」として申請を行っておりますので、こちらも確認してください。</p>
Q84	「公営企業」の売上高は、料金収入等のみではなく、寄付金や国等からの補助金・助成金・交付金、一般会計繰入金など事業を継続するための「収入」をすべて含めたものとのことですが、設備の更新・建設のための補助金・交付金等は、設備の建設等を行う期間の一時的な収入であり、民間企業における「営業外収益」に近いものと考え、「売上高」としての計上から除外しても良いのでしょうか。	<p>設備の更新・建設のための収入(補助金等)は、事業を継続していくために必要なインフラを維持するための収入ですので、事業に直結する収入と考えます。</p> <p>「売上高」から除外できるのは、原則、企業債・借入金・預金利子、財産売却収入等のみです。「雑収入」については全て対象または対象外となるのではなく、その内訳に「受託事業収入」など、外部から受託した事業(公営企業の目的とする事業と同じもの)での収入があれば、それを「売上高」の一部として計上しなくてはなりません。</p>

Q85	当自治体の「公営企業」は料金収入等のみでは収支がマイナスであり、助成金・交付金・一般会計繰入金などによって黒字化しています。その場合は、「収入」ではなく、事業に必要な「費用」等で原単位を計算しても良いでしょうか。	民間事業者が原単位の計算に使用する数値は「売上高」ではならないのと同じで、公営企業では「事業を継続するための全収入」を使用して計算する必要があります。「費用」は支出項目の一部であるため、これを原単位の計算に使用することはできません。
Q86	土地改良区は減免認定を申請することができますか。	土地改良区は土地改良法第13条により法人格を有しますので減免認定を申請することが可能ですが、次の様な点に注意してください。 ①揚水場や送水場だけが事業所ではなく、各ポンプ場がそれぞれ一つの事業所となります。 ②原単位の計算に使用する「売上高」に相当する金額は、使用料だけでなく、賦課金、補助金、交付金等、「事業を行うために必要な全ての収入」の金額となります。
Q87	下水道事業を行っている地方公営企業ですが、ポンプ場をそれぞれ別個の事業所とすると事業所の数が数十箇所になってしまいます。一方でポンプ場の電気使用量は大きくなく、電気使用量が多い一部事業所(浄水場等)の電気使用量のみで計算しても原単位が5.6を超えます。このような場合は、全ての事業所について記載しなくても良いでしょうか。	減免申請では、「事業」毎に原単位を計算するため、申請する事業を行っている全ての事業所の電気使用量と、事業の売上高で原単位を計算する必要があります。また、減免の認定を受けた事業者に関する情報は、資源エネルギー庁のHP上で公表されることが法令で定められています。正しい内容で公表しなければなりませんので、事業所の数が多いことを理由に原単位の計算方法を変えることは認められません。ただし、提出資料が膨大になる場合は、事前に経済産業局へ相談するようにしてください。
Q88	当社は鉄道事業者ですが、「事業所」の考え方はどのようになりますか。(駅舎等は個別の事業所と考えることもできますが、レール上はどうなりますか。)	鉄道事業者における「事業所」とは、「レールが物理的に連続する範囲」を一つの事業所と考えます。レール上には信号機、踏切、駅舎(改札内に限ります)などの電気使用設備が存在しますが、これらをまとめて「鉄道業における事業所」とみなします(一義的には一つ連続する路線が1事業所となります)。ただし、物理的に非連続であっても、「道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、エネルギーや原料の使用などを一体として管理している」場合で近接した複数の電気使用量をそれぞれ分けて把握することが困難である場合は、複数の路線をまとめて1事業所とすることも認めます。
Q89	「公営企業」であっても、申請に際し公認会計士または税理士の確認書類を提出する必要がありますか。	「公営企業」の場合、決算の際に「監査委員」による監査を受けることが地方公営企業法第30条に規定されています。「監査委員」に公認会計士または税理士が含まれている場合には、監査結果(決算報告書添付の監査報告書など)と決算書類の提出をもってこれに代えることができます。(監査委員に公認会計士または税理士が含まれていることを証する資料も添付してください)「監査委員」に公認会計士または税理士が含まれていない場合は、改めて公認会計士または税理士に必要な事項を確認してもらい、確認書面を提出する必要があります。
Q90	鉄道事業者であっても、申請に際し公認会計士または税理士の確認書類を提出する必要がありますか。	鉄道事業者は鉄道事業法で損益計算書の計上費目が指定されており、「鉄道事業営業収益」には事業所における売上があまねく計上されることとなります。そのため、「 鉄道事業営業収益 」を売上高として原単位を計算する 場合には、損益計算書の提出のみで問題ありません。 一方、「鉄道事業営業収益」ではなく、「旅客運輸収入」を売上高として原単位を計算する場合は、損益計算書の提出だけでは足りず、公認会計士または税理士の確認書類も提出する必要があります(「鉄道事業営業収益」ではなく、「旅客運輸収入」を売上高とすることが正当である(事業の細分化を行ったため等)ことを確認してもらう必要があります)。
Q91	地方自治体からの下水道事業等の維持管理業務を受託するために結成された共同企業体(JV)は減免認定を申請することができますか。	権利能力(権利義務の主体となる資格)を有するのは「人」であり、「人」とは「法人」および「自然人」(いわゆる人間)であるとされており、しかし、共同企業体(JV)は、民法上の「組合」に該当されると解されており、民法上の「組合」は法人格を有しません(法人とはみなされません)。そのため、共同企業体は権利能力(権利義務の主体となる資格)がありませんので、法令に基づく制度である減免認定の申請を行うことはできません。
Q92	共同企業体は法人格を有しないため、申請ができないとのことですが、共同企業体の代表事業者(幹事会社)が申請することはできますか。	共同事業体の代表事業者(幹事会社)であるなしに関わらず、当該事業者の申請事業が基準を満たしていれば、当該事業者は減免の申請を行うことができます。しかし、この場合、共同企業体として受託した事業所での電気使用量および売上高は、原単位の計算等から除外してはなりません。また、共同企業体で事業を行っている事業所は減免の対象事業所とはできません(すなわち、当該事業者が自社のみで受託している事業所のみが減免の対象となり、原単位の計算で使用される電気使用量および売上高も、自社のみで事業を行っている事業所分のみとなります)。このような取扱いとなっているのは、共同企業体で事業を行っている事業所の電気使用量および売上高を、共同企業体参加事業者のうち特定の者に帰属させるのは、事業実施の形態と一致せず適当ではないと考えられるためです。

7. 申請期間・書類の提出先等に関するもの

Q	質問	回答
Q93	申請様式はどのように作成するのでしょうか。	減免認定申請書作成支援システム(https://www.fit-genmen.go.jp/home)をご利用ください。システムで必要事項の入力、書類の添付を行い、「確認依頼」まで進むと、申請様式を出力することができます。 2019年度適用分減免申請より、EXCEL形式の様式は公表しておりません。
Q94	インターネット環境がなく、減免認定申請書作成支援システムを利用できないのですが、申請様式を作成する方法はありますか。	2019年度適用分減免認定申請では、減免認定申請書作成支援システムをご利用いただくよう、以前よりHPでお願いしています。システムをご利用ください。システムに関する問い合わせは、減免認定申請ヘルプデスク(ヘルプデスク設置期間外は資源エネルギー庁)までお願いいたします。

Q95	申請書類はどこに提出するのでしょうか。	申請者の本社所在地を管轄する経済産業局へご提出ください。 (各経済産業局の窓口 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/madoguchi.pdf) 減免認定申請対象事業所毎に、その所在地の経済産業局へ送付するものではありません。 (例: 本社は東京で、減免認定申請の対象事業所が秋田・岐阜・広島に存在する事業者の提出先は関東経済産業局です。東北経済産業局(秋田を管轄)、中部経済産業局(岐阜を管轄)、中国経済産業局(広島を管轄)ではありません)
Q96	申請書の提出は郵送・持参のどちらですか。	申請書の提出は原則郵送でお願いいたします。 郵便物の到着・未着の確認の問い合わせには対応しかねますので、経済産業局へ到着したことを確認したい場合は、簡易書留やレターパックプラスなど、送付先の受理記録が確認できるもの、または宅配便などを利用して提出することをお勧めします。 やむを得ず持参する場合は、各経済産業局へ電話にてご確認ください。
Q97	申請期間はいつですか。	2019年度適用分の減免認定申請の受付期間は 2018年11月1日(木)～2018年11月30日(金)17時必着(郵送・持参とも) です。期間終了後は一切申請を受け付けることはできませんので、期限を遵守してください。
Q98	申請書は2018年11月30日(金)17時必着とありますが、郵送の場合は、11月30日の消印有効と考えて良いでしょうか。また、持参の場合、交通機関の乱れで遅れた場合は17時を多少過ぎても受理してもらえますか。	郵送、持参共に、申請書類は2018年11月30日(金)の17時必着です。 11月30日付けの消印があっても、この時間内に到着しなかったものは一切受理しません(申請書類は返送いたします)。 持参の場合でも、この時間内に到着しなかったものは受理いたしません(交通機関の乱れや、事前の連絡等があっても一切考慮いたしません)。 申請書類は早めに提出するようにしてください。
Q99	当社の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとなっています。そのため、申請期間までに決算報告を行うことができないのですが、その場合は11月30日以降でも申請できますか。	申請に使用する数値は、2018年10月31日までに決算期を迎えた直近の事業年度(1年間)の実績値となります。このため事業年度の終期が2018年9月や10月の事業者においては、11月の申請期間中に決算報告を行うことが難しい場合もあります。 しかし、 このような事業者であっても、申請受付期間は2018年11月1日(木)～2018年11月30日(金)17時必着となり、例外は認められません。 事業年度の終期を問わず、全ての事業者は原単位の計算に必要な「売上高」や「経済的な指標」の数値を取りまとめ、受付期間中に申請を行う必要があります。 ただし、直近の事業年度の終期が2018年9月1日～2018年10月31日である事業者に限り、「公認会計士または税理士の確認書面」のみは2018年12月28日(金)17時必着とすることができます。その場合でも、申請書および「公認会計士または税理士の確認書面」以外の全ての添付資料が、2018年11月30日(金)17時まで提出されている必要があります。 直近の事業年度が2018年8月31日以前に終了している場合は、「公認会計士または税理士の確認書面」も2018年11月30日(金)17時必着となります。
Q100	当社の直近の事業年度は2017年11月1日～2018年10月31日までであり、「公認会計士または税理士の確認書面」のみが12月28日まで提出期限が延長されても、申請書自体を期限までに提出するのは難しいと考えられます。このような場合、事業年度を1年遡りして、2016年11月1日～2017年10月31日の売上高・電気使用量等を使用して申請することはできますか。	法令において、申請に使用する数値は、2018年11月1日前に終了した直近の事業年度(1年間)の実績値と定められておりますので、それ以外の事業年度を使用することは認められません。

8. 減免認定を受けた後の手続に関するもの(申請内容に変更が生じた場合等)

Q	質 問	回 答
Q101	大臣印が押印された認定書が返送されました。減免認定がされたものと思しますので、これで手続は完了し減免を受けることができると考えてよいでしょうか。	減免認定されると、申請書類を提出した各経済産業局から、経済産業大臣印を押印した認定書が送付されますが、そのまま自動的に減免を受けられるものではありません。 認定書が届いたら、減免認定を受けた各事業所が電気の供給を受けている小売電気事業者等の窓口(担当エリアの支店など)へ、申し出を行い、減免を受けるための手続を行ってください。 小売電気事業者等へは、2019年2月1日(金)までに認定書の申出を行ってください。申出が遅れると、2019年度分の減免適用が遅れる場合があります。
Q102	認定を受けた事業所について、申請当時の内容と変更が生じました。このような場合は手続が必要ですか。	減免認定を受けた事業所について、認定通知書の記載内容と変更が生じた場合は、認定通知書の内容に変更がある旨を申請書類を提出した経済産業局に様式により事前に申し出ていただく必要があります。 事前に申し出がない場合は、減免を受けることができなくなる可能性があります。 具体的には、事業者住所、事業者名、事業所名、事業所の所在地、契約先の小売電気事業者等、共同受電やテナント受電の小売電気事業者等との直接契約者などを変更する場合は手続が必要です。 契約内容の変更を伴わない小売電気事業者等より付与されている識別番号の変更については、手続不要です。 (事業所が追加になった場合の変更は認められません)。 経済産業局で、変更の内容について審査を行い、引き続き減免を認めることが適当であると判断した場合は、申請者あての「変更内容通知書」を交付します。変更内容通知書が届いたら、減免認定を受けている各事業所が電気の供給を受けている小売電気事業者等の窓口(担当エリアの支店など)へ、申出を行ってください。 なお、審査の結果、変更により減免認定要件を満たさなくなった場合は、当該事業所の減免認定は取り消すこととなります。 詳細は各経済産業局へお尋ねください。
Q103	認定を受けた事業所が年度の途中で閉鎖することになりました。このような場合は手続が必要ですか。	減免認定を受けた事業所が閉鎖、移転(他事業所への統合)、他の事業者への譲渡等、自社の申請事業を営まなくなった場合や自社が合併した場合等、自社で申請事業を営まなくなった場合には、当該事業所は減免認定の対象外となります(他事業所と統合した場合、統合先の事業所が当然として減免認定事業所となることはありません)。 また、減免認定事業所が、事業統合の結果、他事業所の事業を引き受けた場合(統合先事業所となった場合)等に、減免認定要件を満たさないことが判明した場合も、対象外となります。 減免認定事業所が閉鎖した場合、減免認定要件を満たさないことが判明した場合は、当該事業所の減免認定(の一部)を取り下げいただく必要があります。 経済産業局で、内容を審査し、事業所の閉鎖や対象外となったこと、減免認定要件を満たさないことを確認した場合は、小売電気事業者等あての「減免認定書取消通知書」を交付いたします。 詳細は各経済産業局へお尋ねください。